

(別紙2) 会議中における情報通信機器の使用基準

1 用語の定義

- (1) 「会議」とは、本会議及び委員会（分科会を含む。）をいう。
- (2) 「情報通信機器」とは、パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話をいう。

2 会議中に情報通信機器を使用するに当たっての留意事項

- (1) 音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行わないこと。
- (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
- (3) 審議・審査中の情報を外部に発信しないこと。
- (4) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿をしないこと。

3 違反行為に対する措置

議長又は委員会の委員長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命じるものとする。

4 適用範囲

この基準は、議員、理事者、議会事務局職員、市政記者及び一般傍聴者について適用する。

5 施行年月日

平成24年10月12日

平成29年 6月15日